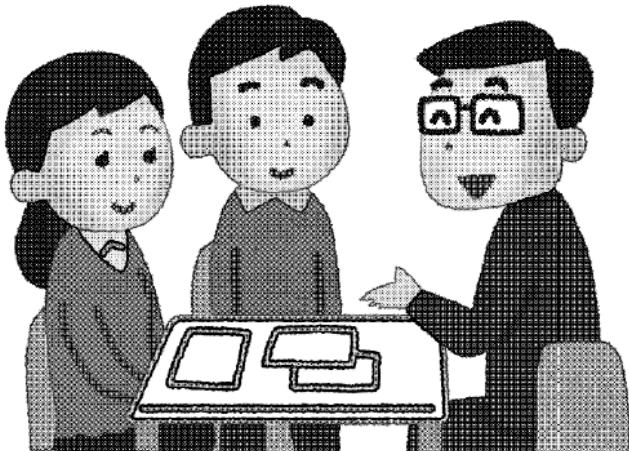


せい かつ ほ ご

生活保護のしおり



いばら き し ふく し じ む しょ

茨木市福祉事務所

ふく し ぶ

せい かつ ふく し か

(福祉部 生活福祉課)

せいかつほご

生活保護のしおり

もくじ
目 次

せいかつほご	
生活保護とは	1
ほご げんり	
保護の原理	1
ほご げんそく	
保護の原則	2
せいかつほご	
生活保護のしくみ	3
しんせい ほご けつてい	
申請から保護決定まで	5
ちくたんとういん	
地区担当員(ケースワーカー)とは	6
みんせいいいん	
民生委員とは	6
そうだん せいかつほご じゅきゅうちゅう かた たいしよう	
こんなときには相談を(生活保護受給中の方が対象)	7
いちじてき ふじよ おも	
一時的な扶助の主なもの	7
ほごう ばあい けんり	
保護を受けた場合の権利	8
ぎむ	
あなたの義務	9
ほごひ	
こんなときは保護費を返していただきます	11
りょうきん やす げんがく	
いろいろな料金が安く(減額)なったり	
むりょうめんじょ	
無料(免除)になったりします	11
びょうき てつづ	
病気になったときの手続き	12
その他	13

生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき制定された生活保護法により、国民の生存権を保障する国の制度です。

私たちには病気や働き手を失うなど、いろいろな事情で生活が苦しくなり、どうにも生活ができないときがあります。そのとき、あなたの世帯の生活を援助し、再び自分たちの力で暮らせるようお手伝いするのが、生活保護制度です。

(生活保護法(以下「法」という)第1条)

生活保護制度は、次のような原理と原則に基づいて行われます。

保護の原理

1 生活に困ったときは、その原因が何であろうと、生活保護法の定める要件に当てはまるときは、平等に保護を受けることができます。(無差別平等の原理/法第2条)

2 生活保護法で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持するためのものです。(最低生活の原理/法第3条)

3 生活保護は、その家庭で利用できる資産(土地や預貯金・生命保険の解約金など)や年金・手当・給付金など他の制度による給付、親子などの扶養援助、自分たちの働く能力などあらゆるものを利用して、生活ができないときに行われます。

なお、生活に困られている人が急迫状態にある場合は、この限りではありません。

(補足性の原理/法第4条)

生活保護は、以上の第1条から第4条までの保護の原理によって行われます。

(法の解釈と運用/法第5条)

保護の原則

1 生活保護は、原則として本人などからの申請によって行われます。ただし、要保護者が生死にかかわるような緊急の状況にあるときは、福祉事務所長の判断で本人からの申請がなくても保護を行うことができます。

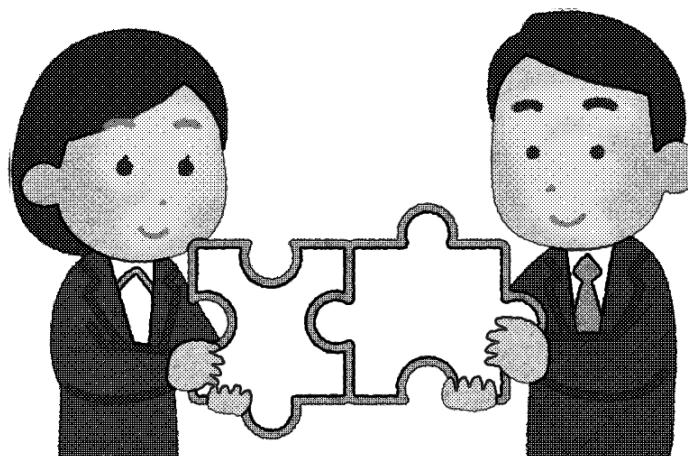
(申請保護の原則/法第7条)

2 生活保護は、その世帯の構成・年齢・居住地など、国の定める基準にてらして、世帯の収入や貯え、資産などを活用しても、なお基準を満たすことができないときは、足りない分を補う形で行われます。 → 3・4ページをご覧ください。

(基準及び程度の原則/法第8条)

3 生活保護は世帯の事情にあわせ、最低限度の生活の維持のため、必要に応じて適切な形で行われます。 (必要即応の原則/法第9条)

4 生活保護は世帯(同じ家に生活している人々)全体を対象として、保護が必要かどうかを決定します。 (世帯単位の原則/法第10条)



生活保護のしくみ

くに さだ きじゅん ほ ご きじゅん けいさん せたい さいてい せいかつひ せたい
国が定める基準(保護基準)によって計算された世帯の最低生活費とあなたの世帯
しゅうにゅう しゅうにゅう ほう すく た ぶぶん ほ ご ひ しきゅう
の収入とをくらべて、収入の方が少ないとき、その足りない部分が保護費として支給
されます。

- 保護基準……年齢や、世帯の人数構成などによって金額が決められています。
- 最低生活費……生活保護には次のような種類の扶助があり、その世帯の生活に必要な
各扶助費を合わせたものです。
その内訳は次のようになっています。

- 1 生活扶助……衣食など日常のくらしの費用
 - 2 住宅扶助……家賃・地代など
 - 3 教育扶助……義務教育に必要な学用品代、給食費など
 - 4 医療扶助……医療機関などにかかるための費用
(直接医療機関などに支払います)
 - 5 介護扶助……介護サービスを受けるための費用
 - 6 出産扶助……出産のための費用
 - 7 生業扶助……仕事をするために必要な資金や技能修得費、
高校の授業料など
 - 8 葬祭扶助……死んだ人をとむらうための費用
- その他一時的に必要な費用についても、支給されるものがあります。

→ 7ページをご覧ください

- 収入……働いて得た収入(賞与など臨時収入を含む)、仕送り、手当、年金、
保険金、補償金など、あなたの世帯の全ての収入です。ただし、働いて得た
収入については、勤労に伴う必要経費及び一定の控除があります。

【例1】収入がないとき

最低生活費		
生活扶助	住宅扶助	教育扶助
保護費		

※最低生活費の全額が
保護費として支給されます。

【例2】収入がある場合

●働いて収入のある場合

保護費		
生活扶助	住宅扶助	教育扶助
控除		
収入		

●仕送りや年金など

保護費		
生活扶助	住宅扶助	教育扶助
収入		

※最低生活費から収入を差し引いた不足分が保護費として支給されます。

●最低生活費を越える収入認定額があるときは、保護を受けることができません。

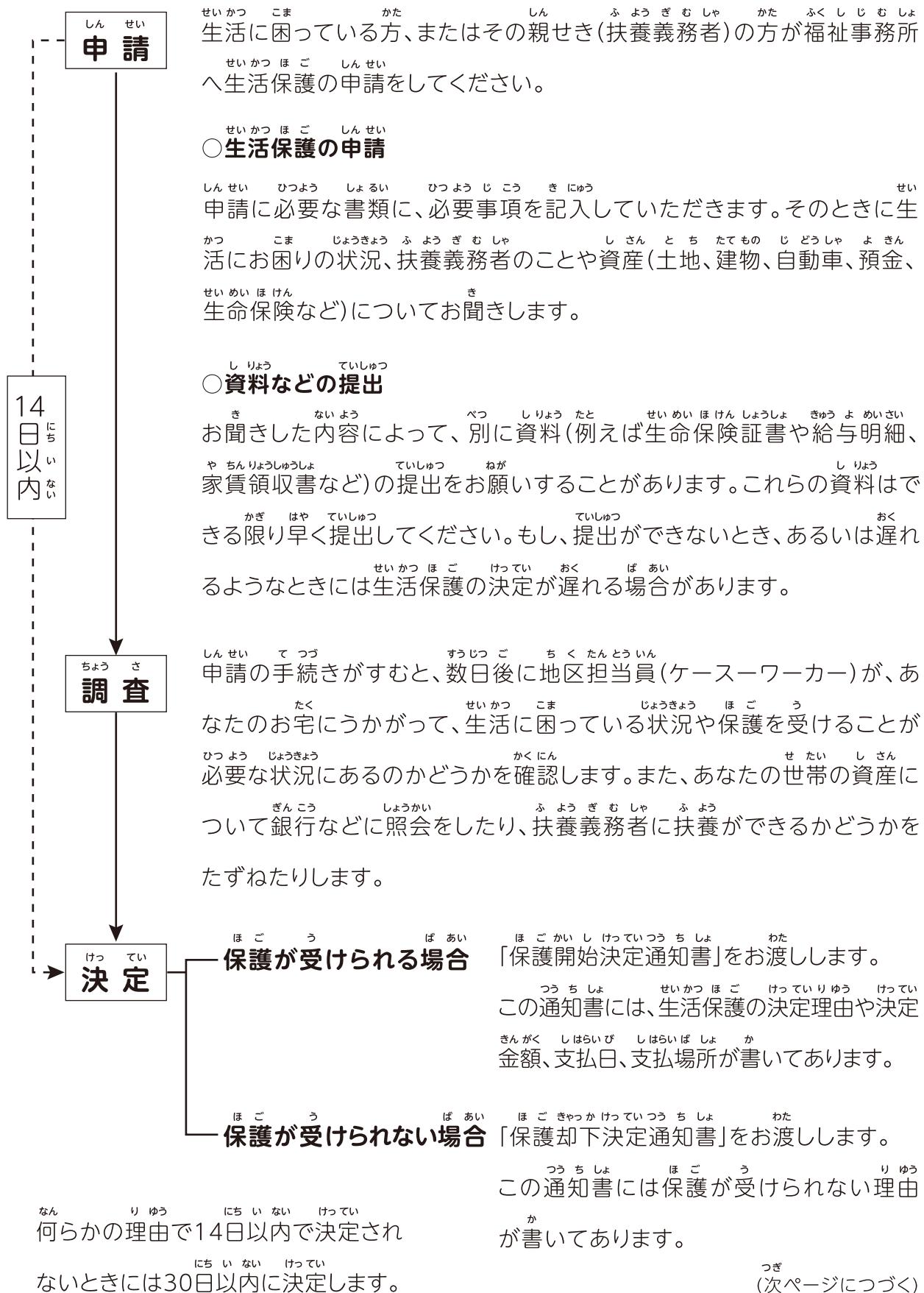
生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	控除
収入					

●生活はできるが、医療費や介護費用の支払いが困難なとき

保護費				
生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助
控除				
収入				

※収入認定額が多い場合には医療費や介護費用の一部を負担していただきます。

申請から保護決定まで（生活保護の開始手続き）



申請から保護決定まで(つづき)**決定に疑問があるときは**

保護費の額が変わったり(変更)、生活保護が停止や廃止になるときは、必ず通知書(文書)でお知らせします。その内容でわからないことや疑問があれば、地区担当員におたずねください。

なお、決定に不服がある場合は、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

地区担当員(ケースワーカー)とは

地区担当員(ケースワーカー)とは、どうすればあなたの悩みごとが解決するのか、自分の力で暮らすことができるのかとともに考え、手助けをする人です。

地区担当員は、あなたの家庭の生活状態などについてお聞きしたり、いろいろな相談に応じるためにお住まいを訪問します。もし何かあれば、訪問のときだけでなく地区担当員に気軽に相談してください。

必要があれば、専門的な相談機関に紹介・連絡をします。なお、個人の秘密は固く守ります。

また、地区担当員はあなたの家庭の悩みごとの解決や自分の力で暮らすために必要に応じて指導や助言などを行なことがあります。その指導や助言については、あなたの納得がいくまでよく地区担当員と話し合ってください。

民生委員とは

民生委員は地域で生活に困っている人たちの相談にのっていただける人で、福祉事務所とは協力関係にあります。生活保護をはじめ、社会福祉全般の相談に応じて、必要な公的機関を紹介してくれますので、遠慮なく相談してください。

こんなときには相談を(生活保護受給中の方が対象)

日常生活をするうえで臨時に費用がいるときなどがあります。そのときに対応するため、一時的な扶助制度があります。ただし、それに限度額や決まりがありますので、次のようなことで費用がいるときには、必ず前もって、地区担当員に相談してください。

○一時的な扶助の主なもの

- ① 小学校・中学校の入学のときに、学生服や学年の全員が使用する教材が必要なとき。
- ② 高等学校に入学するとき及び学年の全員が使用する教材が必要なとき。
- ③ 中学校・高等学校卒業のときに、就職を控え、洋服や靴などが必要なとき。
- ④ いつも、おむつが必要なとき。
- ⑤ 長期入院から退院する単身者や災害にあった人で、炊事用具や食器などがないとき。
- ⑥ 病院へ行ったり、仕事を探したりするために交通機関を利用するとき。
- ⑦ 家屋の一部が壊れ、居住者の責任において修理しなければならないとき。
- ⑧ 転居の資金や、引越しの費用がいるとき。



ほ ご う ば あい けん り 保護を受けた場合の権利

- 1 正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容を、あなたの不利益になるよう変更されることはありません。
- 2 正当な理由がなければ、支給した保護費を返してもらうことはありません。
- 3 保護費に税金がかけられることは 없습니다。
- 4 保護費または保護費を受け取る権利は、差し押さえられることは 없습니다。
また、その権利を他人にゆずることや担保にすることはできません。
- 5 生活保護を受ける権利は、日本の国内に限られます。



あなたの義務

1 届出の義務

生活や収入に変わったことがあるときは、必ず届出ていただく必要があります。次のような場合にはすぐに地区担当員に届出てください。届出が遅れますと、それまでにかかった費用が支払えなかったり、過去にさかのぼって生活保護費を返していただくことがあります。

① 仕事を始めたり、変わったり、やめたりするとき。

② 収入が増えたり減ったりするとき(臨時収入を含む)。

収入については、定期的に収入申告書や給与証明書用紙をお渡ししますので、記入して必ず提出してください。それ以外でも収入が大きく変わるとときは、すぐ届出してください。なお、高等学校等に就学している人のアルバイト収入についても、届出が必要です。

③ 入院または退院するとき、入院先が変わるとき。健康保険証が使えるようになつたり、使えなくなつたとき。

④ 家族の人数が変わるとき(出産、死亡、転入、転出など)。

⑤ 住んでいるところを変えるときや、家賃、地代が変わるとき。

⑥ 資産を得られたとき(相続、交通事故などの補償を含む)や、処分したとき(土地、建物、生命保険など)。

⑦ その他、家庭生活に変わったことがあるとき(例えば、交通事故にあったときなど)。

2 健康管理・生活向上のための努力

じぶん ちから せいかつ つぎ つと
自分の力で生活できるよう、次のことに努めていただきます。

けんこう ほじ ぞうしん つか
① 健康の保持、増進に努めてください。

ほごひ けいかくつき つか
② 保護費は計画的に使ってください。

はたら ひと のうりょく おう はたら
③ 働ける人は、その能力に応じて働いてください。

びょうき ひと いし しじ いちにち はや なお どりょく
④ 病気の人は、医師の指示にしたがって、一日も早く治すよう努力してください。

はたら ちりょう はんだん のうりょく おう はたら
なお、働きながら治療ができると判断されるときには、その能力に応じて働いて
ください。

ねんきん おんきゅう て あて けんこう ほけん ほか ほうりつ せいど きゆうふ う ひと
⑤ 年金・恩給・手当・健康保険など、他の法律や制度から給付が受けられる人は、
その給付を受けてください。

ちくたんとういん せいかつ ほご ほう もと せいかつ こうじょう
地区担当員は生活保護法に基づいて、生活を向上していただ
くために指導や助言などを行うことがあります。その指導や助言
について、あなたの納得がいくまでよく地区担当員と話し合っ
てください。

せいとう りゆう しどう じょげん したが ぱあい え
正当な理由なく、指導助言に従わない場合には、やむを得
ず保護を停止または廃止する場合があります。

こんなときは保護費を返していただきます

活用できる資産がありながら、保護を受けたとき

本来活用できる資産があるにもかかわらず生活保護を受けたとき、先に支給された保護費を後から返していただきます。

たとえば、土地がすぐに処分できず、処分した時点で返していただくとか、交通事故による補償金がすぐもらえず、もらった時点で返していただくという場合です。

(法第63条)

不正な方法で保護を受けたとき

生活保護を受けている人は、収入やその他のことからについて届出の義務がありますが、これをかくそうとして届出をしなかったり、うその申告をするなど不正な方法で保護を受けたときには、この間に受けた保護費を返していただきます。

(法第78条)

また、生活保護法に基づき、懲役等の罰則を受けていただく場合があります。

(法第85条)

いろいろな料金が安く(減額)なったり、無料(免除)になったりします

生活保護を受けている間については、手続を行うと公共料金などが安くなったり、免除されたりすることがあります。くわしくは、地区担当員に相談してください。

- ① 住民税・固定資産税
- ② 国民年金保険料
- ③ 保育所保育料

- ④ NHK 受信料
- ⑤ 公営住宅の家賃
- ⑥ 住民票・戸籍交付手数料

びょう き 病気になったときの手続き

せい かつ ほ ご う ほ ご てい し き かん のぞ こく みん けん こう ほ けん しょう こう き こう れい しゃ い
生活保護を受ける(保護の停止期間を除く)と、国民健康保険証や、後期高齢者医
りょう ひ ほ けん しゃ しょう しょう がい しゃ い りょう しょう おや か てい い りょう しょう い りょう しょう し よう
療被保険者証、障害者医療証、ひとり親家庭医療証、こども医療証などは使用できま
せんので、注意してください。

こく みん けん こう ほ けん い がい けん こう ほ けん ひ ほ けん しゃ しょう も かた し よう
国民健康保険以外の健康保険の被保険者証をお持ちの方は、そのまま使用できま
す。くわしくは、地区担当員に相談してください。

か ぞく びょう き い し
あなたや家族が、けがをしたり病気にかかったりして医師にみてもらうときは、その
まえ かなら ふく し じ む しょ とどけで れん らく
前に必ず福祉事務所に届出(連絡)してください。

ど にち きゅうじつ や かん じゅ しん ば あい きゅうびょう とどけで れん らく しん りょう き かん
土日・休日・夜間に受診する場合や急病で届出(連絡)ができないときは、診療機関
せい かつ ほ ご せい かつ ほ ご じゅきゅうしょう てい じ じゅ しん
に生活保護であることをつげて、生活保護受給者証を提示し、受診してください。
じゅ しん あと ち く たん とう いん そ う き とどけで れん らく
受診した後は、地区担当員へ早期に届出(連絡)をしてください。

おな びょう き どう じ い じょう びょういん じゅ しん
なお、同じ病気で同時に2つ以上の病院にかかるようなかけもち受診はできません。
びょう き なお にゅういん たい いん しんりょう き かん
病気が治ったとき、入院、退院するとき、診療機関をかわるときは、すぐにそのこと
ち く たん とう いん とどけで れん らく
を地区担当員に届出(連絡)してください。

(1) 針灸・マッサージや眼鏡・杖などの用具が必要なとき

い し はん だん ひつ よう い し かく きゅう ふ よう ひ い けん しょ よう し せい かつ ふく し か
まず、医師の判断が必要です。医師に各給付要否意見書(用紙は生活福祉課
か
にあります)を書いてもらうことになります。

(2) 万が一、交通事故などで他人にけがをさせられたとき

あい て ひと ち りょう だい はら
相手がわかっているときは、その人に治療代を払ってもらうことになります。
ち く たん とう いん そ う だん
くわしくは地区担当員に相談してください。

た その他

- 1 生活保護費を市役所の窓口で受け取るときには、生活保護受給者証と印鑑(スタンプ印は不可)を持って、生活保護を受けている方が来てください。
- 2 生活保護制度のことでわからないことがありましたら、地区担当員におたずねください。
- 3 他の世帯の家庭訪問に出て不在になる場合がありますので、地区担当員に直接相談したいときは、前もって電話で連絡してください。

○ 面接員は、_____です。

あなたの世帯の地区担当員(ケースワーカー)は、
_____です。

○ あなたの地域の民生委員は_____さんです。

茨木市_____に

す
住んでおられます。

電話は_____です。



れん らく さき
連 絡 先

いばら き し ふく し じ む しょ
茨木市福祉事務所

ふく しぶ せい かつ ふく し か
(福祉部 生活福祉課)

いばらき し えき まえさんちょうめ ぱん ごう
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

でん わ だいひょう
電 話 622-8121 (代表)
620-1635 (直通)

FAX 620-1720